

TO NEWS

life with sTone
～ 石の温もりを、暮らしの中に～

みなさんこんにちは！

今、世界のあらゆる中で「労働安全衛生」「製品安全」「交通安全」「環境安全」などといった安全意識への動きが政府・企業・社会において活発に進められております。今回のTO.NEWSは従来と違い、この安全に対する動きの一つが業界としても見過ごせない内容であることから特集号としてお送り致します。

1 労働安全衛生法が改正され新たな化学物質規制が導入されました。

2024年4月1日より労働安全衛生法において化学物質規制の改正内容が施行されます。

改正内容の主なポイントは次の4点です。

- ①ラベル・SDSの表示・伝達に伴うリスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します。
- ②リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者へのばく露濃度を基準値以下にすることが義務付けられます。
- ③化学物質を製造・取扱う労働者に対して、適切な保護具を着用させることが求められます。
- ④自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます。

職場における 労働者が安全に働くために

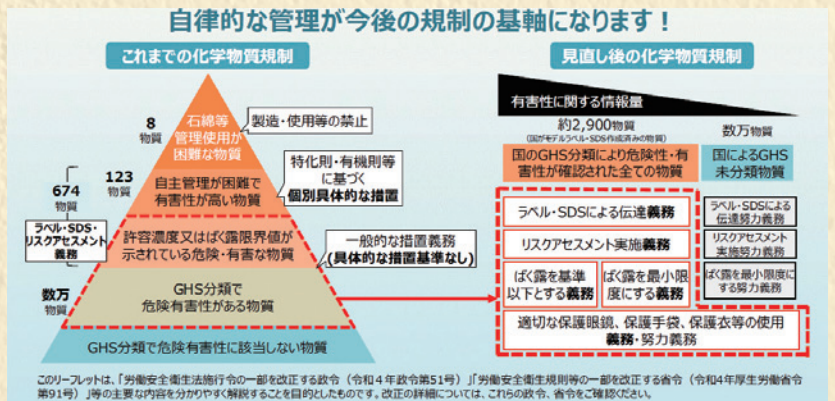
新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1	POINT 2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下にすることが義務付けられます※2
POINT 3 化学物質を製造・取扱う労働者に対して、適切な保護具を使用させることが求められます※3	POINT 4 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます(化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等)

※1…国によるばく露濃度の異なる、有害性が確認された全ての物質が対象に追加
※2…ばく露濃度の異なる、有害性が確認された全ての物質が対象に追加
※3…皮膚の保護、呼吸器・保護眼鏡等による保護措置の取扱いが以前よりも幅広い物質で義務付け

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



詳細はこちら(右記QRコード)からご覧頂くとして簡単に解説しますと、危険とする化学物質の対象範囲が大きく増え、その化学物質を取扱う作業員に対して極力危険を減らさないという省令となります。

危険とされる化学物質とはGHSマークがついた商品です(各メーカーは、SDSを整備し、危険とされる化学物質を含む商品にはGHSマークを付けることが義務付けられました)。海外からの輸入品にはすでに表示されています。GHSマークの主な一覧はこちら(左下図)です。

GHSマークがついた商品を取扱う場合は、主に以下3つの手段にて対応することが求められます(右下図)。

- ①代替品に置き換える
- ②作業員のばく露濃度を基準値以下にする
- ③適切な保護具を使用させる

今回の改正に関しては、罰則規定も制定されており、管轄である労働基準監督署より指導されることとなりますのでご注意ください。



＜危険有害性クラスと区分(強さ)に応じた絵表示と注意書き＞

【炎】 可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【肉上の炎】 支酸性/酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆発の爆発】 爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】 金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な損傷性	【ガスボンベ】 高圧ガス	【どくろ】 急性毒性 (区分1～3)
【感嘆符】 急性毒性(区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	【環境】 水生環境有害性	【健康有害性】 呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間(ただし、最低3年間)保存することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

2 業界における対象商品と対応

我々の業界で危険物質は無いのではないかとと思われる方も多いと思いますが、実は身近にたくさん存在しており適切な対応が求められます。特に「Si」で表される「珪素」などは珪肺の原因である物質でもあり天然の石にも含まれています。最近よく利用されます人造大理石やタイルなどにも含まれています。また墓石の文字彫刻で使用される砂、研削などで使用される砥石やレジンダイヤモンドにも含まれています(乾式などで粉じんの場合は対応が必要です)。また、施工でよく使用される止水セメントなども含まれている化学物質により対応が必要とされます。

このようにリスクアセスメント対象化学物質が判定された場合は、事業場ごとに化学物質管理責任者や保護具着用管理責任者の選任が必要となり、加えて対応実施事項の記録を残すことが義務付けられます。また保護具の着用に際しては定期的(1年以内に1回など)に保護具の着用が正常か、性能に問題ないかを確認する「マスクフィットテスト」の実施も求められます。詳細は、こちら(右記QRコード)よりご確認ください。



このことを受け、当社としましても営業担当者は全て、保護具着用管理責任者の講習を受講いたしました。また、本社と東部営業所でそれぞれ1名が化学物質管理責任者講習を受講しておりますので、詳細については当社の営業担当者にお問合せください。

また、当社ホームページ内でも今回の法改正に伴う内容や対応に関して掲載しておりますので併せてご覧ください。<https://touei.ne.jp/an-eihou> (右記QRコード)



リスクアセスメントに対応する保護具に関しても様々あり、どれを選んで良いか迷われると思いますが、装着時も息苦しくない電動ファン付き半面形防塵マスクや、保護メガネ(ゴーグル型)(一眼型)など用途や条件などに応じてオススメしておりますので、お気軽にお問い合わせください。



電動ファン付き
半面形防塵マスク



保護メガネ(ゴーグル型)



保護メガネ(一眼型)

第30回 建築・建材展2024

INFORMATION

来る3月12日(火)~15日(金)まで東京国際展示場(通称ビッグサイト)にて第30回建築・建材展2024が開催されます。当社も今回の労働安全衛生法の改正に伴い対応する保護具も出展・出品しておりますのでご来場の際には是非お立ち寄り頂き安衛法に関してもお気軽にお問い合わせください。東6ホール AC6101にてお待ちしております。

藤栄株式会社

大阪本社 〒578-0944 大阪府東大阪市若江西新町4-5-25
東部営業所 〒327-0817 栃木県佐野市伊勢山町14-10

ウェブサイト
<https://touei.ne.jp>



フェイスブック
<https://www.facebook.com/touei.kenzai/>



商品についてのお問い合わせ・ご注文等は、お近くの石材工具販売店様までお問い合わせください。

TOUEI ドットニュースは、メールでいち早く配信しております。配信をご希望の場合は、web@touei.ne.jp へ、メールの本文欄に会社名・お名前をご入力の上、送信ください。(右側のQRコードで、上記のメールが開きます)

